平成 20 年度第6回総合セキュリティ対策会議 (平成 21年3月4日) 発言要旨

1. 開会

【事務局より、前回会議後に着任した者を紹介】

2. 児童ポルノの流通を防止するための取り組みについて

【事務局から、平成20年度総合セキュリティ対策会議報告書(案)の修正内容について説明】

各ブロッキング方式についての概要を説明するものがすっかりなくなってしまっており、また資料編での用語の使い方も各委員によって異なっていることから整理してはいかがか。

事務局: ブロッキングの概要については、第5回会議でのご指摘を踏まえ、DNSブロッキング、パケットドロップ、ハイブリッドフィルタリングの3方式について、文書で説明していたものを、表の形に整理した。また、資料編については、発表いただいた資料をそのまま添付しているものであり、用語が異なっていても構わないものと考えている。

各事業者の様々な取組みについては非常に踏み込んで記述されている一方で、 警察の取り組みについての記述が踏み込み不足であるという印象がある。警察 としての取組みをさらに実施していくといニュアンス盛り込むことで、バラン スがとれるのではないか。

事務局: 警察の取組みについても、もう少し強く書くように修正したい。 倫理観の醸成、啓発活動についての取組みも、提言の中に盛り込んでいただきたい。

委員長:ありがとうございます。他にご意見がなければ、頂いたご意見を踏まえて修正することといたします。報告書については、この案を基本として、 ご承認いただき、細部にわたる部分は、委員長に一任いただきたいが如何か。

(異論なし)

それでは、先ほど頂いた御意見を踏まえて修正し、報告書を確定することとい たします。

3. 平成20年中のインターネット上の自殺予告事案への対応等について

【事務局から、「平成20年中のインターネット上の自殺予告事案への対応等について」、「平成20年中のサイバー犯罪の検挙状況について」、「平成20年中の不正アクセス行為の発生状況等について」及び「平成20年中のいわゆる出会い系サイトに関係する事件の検挙状況について」について説明】

インターネット上の自殺予告事案について、自殺予告の書き込み者が判明しなかったのが20人とのことであるが、なぜ判明しなかったのか。

事務局: 原因については事案ごとに幾つかあるが、例えば、プロバイダからの情報により契約者が判明しても、契約者本人やその家族が書き込んだことを否定した場合には、書き込み者が判明せずとなる。

自殺予告事案への対応策については、本会議での検討を受けたものであるが、 一定の効果は上がっていると考えてよいか。

事務局: そのとおり。

出会い系サイトに関係した事件については、減少傾向が見られるが、その要因について、どのように分析しているのか。

事務局: 去年は出会い系サイト規制法の改正もあったが、出会い系サイトの危険性が、広報啓発活動により、保護者、児童に浸透してきたことが要因の一つにあるのではないかと考えている。また、実際に出会う前段の行為である出会い系サイトに児童を性交の相手方に誘う書き込み行った者等に対する出会い系サイト規制法違反での取締りを強化したことも、被害児童が減ってきたことの大きな要因の一つになっていると思う。さらに、警察の取組みに加え、事業者又は関係省庁による取組みも相まって、被害児童が減少してきたと思っている。

「インターネット安全・安心相談」へのアクセス件数が平成17年にスタート して以来、初めて今年度減少であるが、どのような要因があると見ているのか。 また、自殺予告事案については、今回の対前年比の増加が非常に大きかったが、 その要因を警察としてはどう見ているのか。

事務局: 「インターネット安全・安心相談」については、内容をあまりバージョンアップしておらず、もう少し時勢に合ったものにする必要があると考えている。

自殺予告事案については、一つの背景として、自殺者が3万人を超える中、 そもそも自殺に対する関心が高まっていることがある上に、昨年は硫化水素ガスを使った自殺により、世間の注目が集まる傾向があったのではと思っているが、はっきりしたことはよくわからない。

自殺予告事案の件だが、予防や防止にこの種統計を利用していくことを考え、例えば、発生月別や自殺予告を行う年代別の統計等、詳細分かる統計を関係機関に提供いただくとありがたい。また、出会い系サイト以外の、いわゆるその他サイトとは、どのような種類のサイトなのか。

事務局: この自殺予告事案の統計数値は、自殺予告をした人数ではなく、 通報された自殺予告の書き込みに警察が対応した件数であり、自殺予告をした 人の属性等の分析に果たして役立つのかという疑問はある。

いわゆるその他サイトについては、チャット、プロフ、単なる掲示板等を含む出会い系サイト以外のサイトすべてが含まれるものである。この統計は昨年初めてとったものであり、その分析はまだ難しい。一方で、児童被害が相当程度発生しているサイトについては、実情をお伝えし、さらなる被害防止に向けた取組みを依頼している。

児童、保護者等に対してフィルタリングを推奨するに当たり、児童が被害に遭っているサイトが既にフィルタリングされているか否かに関心がある。例えば、SNS等は現在、EMAにフィルタリングの対象としないサイトとして認定されており、フィルタリング導入していても子供が利用できる。プロフ、SNS、ゲームサイト等で被害が発生してきているのであれば、きちんと現実を伝えていって、事業者にはさらにパトロールの強化を要請するべき。EMAに認定されたとしても子供が使うフィルタリングのブラックリストには含めるという選択もあると思う。その辺りの詳細がキャリア、コンテンツ事業者、保護

者向けに啓発を行っている人たちに情報が伝わってくるとありがたい。

事務局: ご指摘の点については、まだこれから議論を深めていく必要があると思う。しかし、まずは、インターネット上で親しくなった相手と現実に会うことは危険であることを話していくことが、必要であると思っている。

不正アクセス行為の発生状況に関し、オンラインゲームについての被害が拡大しているように見えるが、その原因として大規模化や国際化等があるのか。また、ID・パスワードの入手方法として、フィッシングが大きく減少しているが、フィッシングを行うまでもなくID・パスワードが多数流れているという状況があるのか。

事務局: 平成19年にはフィッシングによりID・パスワードを入手した大規模な事件が検挙されており、一方で、平成20年には、ID・パスワードの管理の甘さを突いた大規模な事件が検挙されている。識別符号入手の手口については、このようなことが反映されたものである。また、不正アクセス行為を行う者の動機については、金銭目的が多く、オンラインゲームに対する不正アクセスによって、何らかの収入が得られているということがあるのではないかと考えている。国際化については、認知ベースで、海外からのアクセスが平成19年には79件であったものが、平成20年には214件となっており、増加している。

迷惑メールは平成18年から20年にかけて増えているようだが、迷惑メールの問題は、この約10年間ずっとイタチごっこになっている。昨年、特定電子メール法や特定商取法が改正され、キャリアとしても契約者情報の提示がし易くなったが、やはり検挙をしっかり進めていかなければ、イタチごっこは続くと思うが、どのように考えているのか。

事務局: ご指摘のとおり、昨年特電法と特商法が改正され12月から施行されているが、第一次的には、それぞれの法律を所管する省庁において、指導や法で定められた行政的な措置を採っていただくのが大事だろうと思う。そのような措置がとられたにもかかわらず、違法行為を繰り返す悪質な者については、法所管省庁のご協力を得ながら、しっかりと警察において検挙して対応していくということも大事だろうと思っている。

違法情報について、サイバーパトロール、ホットラインセンター等の情報を 把握して、取締りを進めるということであるが、これは例えば、風呂桶のお湯 をバケツですくうようなある程度の短い期間で成果が期待できる作業なのか、 それともプールの水をザルですくうような途方もない作業なのか。

事務局: インターネット上にいわゆる違法な情報というのは、数多くあり、それを全部取締りで対応するというのは、なかなか難しいと思っている。警察としては、取締りを行うに当たっては、悪質なものや社会的な影響の大きいものに重点を置きながら行っていきたい。また、取締りだけでは全てには対処できないことから、削除等により違法情報をネット上の環境から排除していく取組みも、併せて進めていくことも大事であり、そちらも一生懸命やっていこうと思っている。さらに、インターネットに関わるさまざまな人たちにより重層的にさまざまな施策が組み合わされることによって、安全に安心に使えるネット環境ができあがっていくのではと思う。

昨年、ネット上の脅迫や名誉毀損を検挙したが、それらは大きな成果であるう。ただ、警察力がまだ不足していることから、増やす方向で進めるということは、強い国民の期待であると思う。まして、児童ポルノは一生消えないものであり、大変な人権侵害であるので、徹底してせん滅する姿勢を少なくとも示すことが非常に大切なことであり、取締りに人・金をつぎ込むように政府に働きかけることが国民の期待の方向性だと思う。

事務局: 児童ポルノ根絶のためには、第一に取締り能力の向上が非常に大きな問題であるが、取締りを行う都道府県警察の体制が決して十分とは言えないことから、人的な面の強化を行っていかなくてはならない。また、特にインターネット上の児童ポルノに対する捜査手法及び捜査能力を大幅に向上していくための取組みも積極的に行う必要があると思っている。さらに、外国の捜査機関との連携、情報交換を積極的にやっていくことも重要である。そうした取締り能力の強化や本会議において御議論いただいた流通防止方策の実施、さらに、被害児童の支援にも取り組んでいこうと考えている。そのために、先進的な国の手法にも学びつつ、このような方針で取組んでいかなければならないと

考えているので、今後ともいろいろな面でご支援を賜りたい。

4. 平成20年度年間スケジュールについて

【事務局より、平成20年度年間スケジュールについて説明】

5.生活安全局長あいさつ

本年度の総合セキュリティ対策会議の最後に当たりまして、一言御礼を申し上げたいと思います。

本年度は、インターネット上での児童ポルノの流通に関する問題とその対策をテーマにご議論いただきました、今後ご提言いただいた内容を実現に移すべく、児童ポルノ流通防止対策推進協議会を設置して、各種の検討を進め、また、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体の創設に向けて取り組むとともに児童ポルノ事犯の検挙にも全力を挙げて参りたいと考えています。また、本報告書につきましては、3月26日に広報する予定にしておりますが、児童ポルノについては絶対に許されないもの、zero toleranceであるという認識を幅広く共有され、関係すべてによる主体的な取り組みが進められることを心から願っています。

警察庁といたしましても、この問題については全力を挙げて取り組む所存で すので、今後のますますのご支援をお願いしたいと思っております。

最後になりましたが、本当にこのお忙しい中、熱心にご議論をいただきまして、心より御礼申し上げまして、私のごあいさつといたします。ありがとうございました。